

## 下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券を発売します

市及び下野市共通商品券発行事業実行委員会では、下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券の発売を予定しています。詳細は、新聞折込チラシ等でお知らせします。

また、多子世帯の方へは、さらにお得に購入できる割引券を発行します。

**発売日** 9月6日(日)

## ■発売場所

国分寺公民館、南河内公民館、石橋商工会館

## ■プレミアム率

20%

## ■購入限度額

1人10組まで

## ■対象者

小学生以上の下野市民

## ■商品券の使用期間

9月6日～平成28年2月29日

## ■申し込み・問い合わせ先

・下野市商工会 ☎(44)0202・下野市商工会南河内支所 ☎(48)0059・石橋商工会 ☎(53)0463

プレミアム率が  
**20%!!**



1組(1,000円券12枚綴)を10,000円で販売!

## ■共通商品券取扱店募集中!

下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券の取扱店を募集しています。

■申込締切 7月15日(水)

## ■申込資格

下野市内に事業所若しくは店舗を有する事業者  
※詳細はお問い合わせください。

## 共通商品券の多子世帯支援について

上記の共通商品券1組(通常価格10,000円)を7,000円で購入することができる多子世帯支援割引券を、多子世帯の方へ発行します(割引券で購入できるのは1組のみです)。8月上旬に郵送予定です。

ただし、多子世帯支援割引券を利用される方への販売は、先行販売期間中のみです。9月6日(日)に割引券のご利用はできませんのでご注意ください。

**先行販売期間** 8月30日(日)～9月4日(金)

8月30日(日)は午前10時～午後3時：きらら館、

8月31日(月)～9月4日(金)は午前8時30分～午後5時15分：こども福祉課窓口

※先行販売期間中は、多子世帯支援の割引券をお持ちの方に1組のみ販売します。多子世帯の方が2組目以降を購入する場合や割引券をお持ちでない一般世帯の方は9月6日(日)に通常価格にてご購入ください。

## ■対象世帯 平成27年5月1日時点で、次のすべてに該当する世帯

(1)児童手当(特例給付を含む)を受給していること。

(2)児童手当の受給者(保護者)が下野市内に住民登録をしていること。

※対象児童が下野市内に住民登録をしている場合でも、児童手当の受給者が下野市内に住民登録をしていない場合(下野市以外の市区町村から児童手当を受給している場合)には、対象外となります。

(3)平成9年4月2日以降に出生した児童(高校3年生以下に相当する児童)を3人以上養育していること

※高校生の児童のみを養育している世帯は、児童手当を受給していないため対象外となります。

## ■申請について

下野市から児童手当を受給している対象世帯の方は、申請手続きは不要です。

勤務先から児童手当を受給している公務員の方で、上記対象世帯に該当し、割引券の発行を希望される方は、申請が必要となります。7月17日(金)までにこども福祉課窓口または郵送にて申請してください。なお、各市民課窓口での申請はできませんのでご注意ください(郵送の場合は当日消印有効)。

○申請に必要なもの

・申請書(市ホームページまたはこども福祉課窓口にて取得してください)・印鑑(ゴム印・シャチハタは不可)・児童手当を受給している保護者と対象児童全員分の健康保険証の写し

## ■申請・問い合わせ先

〒329-0594 下野市石橋522-4(石橋庁舎1階) 下野市こども福祉課 ☎(52)1114